資料5

釧路開建からの情報提供

○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止の状況下での取組について

・情報提供１　避難の考え方

・情報提供２　基準水位の暫定運用について

・情報提供３　水害リスクラインの今後の予定

・情報提供４　要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の概要

・情報提供５　災害対策用機械の貸し出しについて

国土交通省

釧路開発建設部

令和２年度　根室振興局河川減災対策協議会

新型コロナウイルスの感染拡大防止の状況下での取組について

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

- 例年4月に実施していた幹事会を、6月に書面開催として実施。
- 例年6月に実施していた合同巡視の実施については、中止。6月に書面開催した幹事会で周知。
- 排水ポンプ車及び照明車を使用する災害対策機械操作訓練は6月に下オソベツ樋門（標茶町）、7月に愛国樋門（釧路市）で、報道発表せずに最小人数での関係者のみにより実施。
- 水防団員等を対象に、水防技術力の向上と伝承を目的とする「北海道地区水防技術講習会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行い、10月14日に実施予定。今後、実施状況等を情報提供。

情報提供1　避難の考え方1

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

避難の考え方（新型コロナウイルス感染症）

1．災害が想定される地域では ためらわず避難行動を

事前にハザードマップ等を確認

・浸水が想定される地域

・土砂災害が想定される区域

2．命を守るための緊急的な避難場所も選択肢に

※頑丈な建物の高い階や
浸水が想定されない地域等
早めの行動が大切！

3．避難場所での 感染症対策の徹底

手洗い・消毒の徹底
定期的な検温・症状チェック

3密を避ける
（密閉・密接・密集）

2ｍ以上の距離を保つ

背中合わせ

・段ボール等で間仕切り

・発熱等の症状がある人のための専用スペース

換気

※熱や咳などの症状がある人は、必ず運営管理者に申し出る。

※避難行動・避難生活に必要な物（食料（最低３日分）・衛生用品等）は、自助として各自で準備しましょう。

参考）内閣府政策統括官（防災担当）、消防庁、厚生労働省「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」令和2年4月7日、
避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」令和2年4月15日

情報提供1　避難の考え方2

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

市町村による避難の準備（新型コロナウイルス感染症）

1. 災害が想定される地域では ためらわず避難行動を

災害から命を守る

感染拡大を恐れ、避難を躊躇することのないよう まずは避難最優先を周知※1

地域の災害リスク・災害時にとるべき行動を理解してもらう※5

- ハザードマップ
- 避難行動判定フロー
- 避難情報のポイント

の周知

※住民への周知では、「空振りを恐れない」

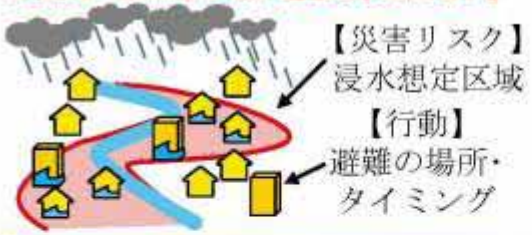

情報伝達の改善※2,3,5

- 伝達内容の変更。

（災害時だけでなく、平常時から伝達）
（新型コロナウイルスを踏まえた準備をしている旨等）

2. 命を守るための緊急的な避難場所も選択肢に

避難所等での感染拡大を防ぐ

避難所等の過密状態の防止　・　避難者の充分なスペースの確保※4,7

○避難所等への避難者を減らす。

- 頑丈な建物の高い階等、安全な場所から避難場所に行く必要はない旨の周知。※5

（避難とは[難]を[避]けること）

- 安全な親戚・友人の家等も避難先となり得ることの周知。※5

※頑丈な建物の高い階や浸水が想定されない地域等

○多くの避難所等の開設・周知。※2,4

- 予め指定している指定避難所以外の避難所等の開設。
- ホテル・旅館等の活用。※6

（宿泊団体等と連携可能）
（軽症者・無症状者の宿泊療養のための宿泊施設等の確保に支障を来さないよう、県の保健福祉部局と連携・調整が必要）

※避難行動・避難生活に必要な物（食料（最低３日分）・衛生用品等）は、自助として各自で準備する旨の周知。※1

参考）※1：人と防災未来センター「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリストVer.2ー手引き版ー」'20.04.30、※2：内閣府政策統括官（防災担当）等「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」'20.04.01、※3：新型コロナ感染症と災害避難研究会「新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き（地方自治体編）」'20.05.14、※4：内閣府政策統括官（防災担当）等「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」'20.04.07、※5：内閣府政策統括官（防災担当）等「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）」'20.04.21、※6：内閣府政策統括官（防災担当）等「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」'20.04.28、※7：避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」'20.04.15

情報提供1　避難の考え方3

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

市町村による避難の準備（新型コロナウイルス感染症）

3．避難場所での感染症対策の徹底

避難所等での感染拡大を防ぐ

設営面

○十分なスペースの確保※1,3,4,7：

・レイアウトの検討。
（簡易ベッド・パーティション・ビニールシート等の活用）

○発熱等の症状がある・出た者を一般の避難者と分ける※3,4：

・専用スペース
（できれば個室。間仕切りでも可）
・専用トイレ
・専用スペース等のゾーン・動線を分ける。　等

※施設管理者と事前調整が必要。

運営面

○入館時等※1,3,4,8：

・掲示板等で運用ルールの周知
・消毒液を複数個所に設置。
（入館時の消毒の徹底）
・健康状態の確認・把握。
（検温等を到着時・定期的に）
・土足と内履きのエリア分け。等

○屋内※1,3,4,7：

・十分な換気。
・衛生環境の確保
（家庭用洗剤による清掃等）
・ゴミの出し方。　等

○発症した場合の対応※1,4,8：

・医療機関との連絡体制の確保。
・関係部局との連携で事前の検討。等

○運営担当者自らの感染防御

・避難所開設当初から保健福祉部局と連携し、対応策について検討

資器材の準備

○設営関係※1,3,7：

・間仕切り
（パーティション）
・段ボールベッド
・ビニールシート
・仮設トイレ　等

○衛生用品等の備蓄※1：

マスク

体温計

石鹸・消毒液

・使い捨て手袋
・目の防護具（ゴーグル等）
・防護服（長袖ガウン・ビニールのレインコート）
・ペーパータオル
・ゴミ袋　等

○マニュアル等※1,3：

・設営、運営マニュアルの作成
・担当職員等への事前教育　等

※避難行動・避難生活に必要な物（食料（最低３日分）・衛生用品等）は、自助として各自で準備する旨の周知。※1

参考）※1：人と防災未来センター「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリストVer.2－手引き版－」'20.04.30、※2：内閣府政策統括官（防災担当）等「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」'20.04.01、※3：新型コロナ感染症と災害避難研究会「新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き（地方自治体編）」'20.05.14、※4：内閣府政策統括官（防災担当）等「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」'20.04.07、※5：内閣府政策統括官（防災担当）等「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）」'20.04.21、※6：内閣府政策統括官（防災担当）等「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」'20.04.28、※7：避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」'20.04.15
※8：九州災害情報報道研究会「避難所における新型コロナウイルス対策マニュアル（案）」'20.04.10

情報提供1 【参考】避難所等の備蓄品整備に活用できる交付金等について

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

「地域づくり総合交付金」

北海道の地域づくり推進事業（一般事業）による整備が可能です。
制度の詳細は、北海道のホームページをご覧ください。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.htm
（問い合わせ先）
各総合振興局・振興局　地域創生部　地域政策課

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」

制度の詳細は、内閣府のホームページをご覧ください。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/
（問い合わせ先）
内閣府地方創生推進室（臨時交付金特設チーム）TEL 03-5501-1752

※また、防災資機材については、国土交通省の防災・安全交付金の効果促進事業（ソフト事業）により対応できる場合がありますので、北海道の各基幹事業の担当、または下記にご相談ください。
（問い合わせ先）
北海道開発局　事業振興部　都市住宅課　・　建設部　地方整備課　・　港湾空港部　港湾計画課
TEL 011-709-2311

情報提供2　基準水位の暫定運用について1

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

堤防の洗掘、破堤等により、堤防としての機能がなくなった場合は、迅速に基準観測所の基準水位を検討及び調整し、暫定運用を開始する必要がある。
（一般への危険の周知・報道への投げ込みには、素早い対応が求められる。）

【大まかな流れ】

①開建で暫定水位（案）を作成（本局と調整含む）

②共同発表者である気象台と協議

③関係市町村へ暫定水位の説明

④運用開始（プレス投げ込み含む）
※プレス投げ込み資料は、共同発表者である気象台と共同発表を原則とする。
（気象台と調整済）

情報提供2　基準水位の暫定運用について2

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

平成30年北海道胆振東部地震　鵡川の例

（運用開始）

国土交通省　Press Release

「世界の北海道」を目指して
～北海道総合開発計画～

報道機関各位

平成３０年９月７日
室蘭開発建設部
室蘭地方気象台

鵡川水系鵡川水位観測所の基準水位を

暫定水位に変更して運用します

９月６日に発生した平成３０年北海道胆振東部地震の影響により、国管理区間の鵡川水系鵡川　勇払郡むかわ町沙見地先において、堤防被・横断亀裂などが生じたため、鵡川水位観測所の基準水位を暫定水位に変更して運用します。

北海道開発局では、洪水時における水防団の出動及び市町村の避難勧告等発令の目安となる基準水位を定め、降雨等により鵡川の水位が基準水位に達した際には水防警報を発表するとともに、室蘭開発建設部及び室蘭地方気象台が共同で洪水予報を自治体等関係機関に発表しております。

被災前と同程度の機能が確保できるまでの間、避難勧告発令の目安となる氾危険水位及び避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる避難判断水位を以下のとおり引き下げます。

鵡川水位観測所基準水位

	基準水位	暫定水位
氾濫危険水位	４．８０	４．２０
避難判断水位	４．６０	３．９０
氾濫注意水位	３．５０	現行通り
水防団待機水位	２．８０	現行通り

【問合せ先】　国土交通省　北海道開発局　室蘭開発建設部　（代表）0143-22-9171
治水課　課長　大塚 健太　（内線291）
治水課　上席係長　境 裕雄　（内線301）
室蘭開発建設部ホームページ　http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/
室蘭地方気象台　（代表）0143-22-4249
防災管理官　田辺 雄一　（内線 30）

（運用解除）

国土交通省　Press Release

「世界の北海道」を目指して
～北海道総合開発計画～

報道機関各位

平成３０年９月１３日
室蘭開発建設部
室蘭地方気象台

鵡川水系鵡川水位観測所の基準水位を

暫定水位から通常基準水位に戻し運用します

平成３０年９月７日にお知らせしました、鵡川水系鵡川水位観測所の暫定水位による運用については、鵡川水系鵡川　勇払郡むかわ町沙見地先の緊急復旧工事が完了しましたので、明日午前９時より通常の基準水位に戻して運用します。

鵡川水位観測所基準水位

	暫定水位		基準水位（通常基準）
氾濫危険水位	４．２０	→	４．８０
避難判断水位	３．９０	→	４．６０

【問合せ先】　国土交通省　北海道開発局　室蘭開発建設部　（代表）0143-22-9171
治水課　課長　大塚 健太　（内線291）
治水課　上席係長　境 裕雄　（内線301）
室蘭開発建設部ホームページ　http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/
室蘭地方気象台　（代表）0143-22-4249
防災管理官　田辺 雄一　（内線 30）

情報提供2　基準水位の暫定運用について3

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

洪水予報文の（注意事項）に、暫定基準水位を運用していることを明記する

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省　●●開発建設部 気象庁　●●気象台	機関名	機関名	機関名

正報

●●川氾濫注意情報

●●川洪水予報第１号
洪水注意報（発表）
令和　年　月　日　　時　　分
●●開発建設部・●●気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報［洪水］】●●川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】●●川の●●水位観測所（●●市）では、　日　　時　　分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨　量）

多いところで1時間に　　ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

地域	日時分～日時分までの地域平均雨量	日時分～日時分までの地域平均雨量の見込み
●●川流域	ミリ	ミリ

（水　位）

●●川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度	水位(m)又は流量(m3/s)		レベル1 水防団待機	レベル2 氾濫注意	レベル3 避難判断	レベル4 氾濫危険
●●水位観測所（●●市）	日　時　分の状況	***.-					
	日　時　分の予測	***.-					
	日　時　分の予測	***.-					
	日　時　分の予測	***.-					

水位のグラフは高水位間を抜粋したものです。
水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を抜粋しており、氾濫危険水位～計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

令和●年台風第●号による出水により●●川水系●●川の堤防が決壊したことから、●●水位観測所（●●市）における発表基準水位を引き下げた暫定基準水位を運用中です。

（参考資料）

（単位：水位(m)又は流量（m3/s））

観測所名	●●水位観測所 ●●市	水位観測所	水位観測所
レベル４水位 氾濫危険水位＊	***.**		
レベル３水位 避難判断水位＊	***.**		
レベル２水位 氾濫注意水位	***.**		
レベル１水位 水防団待機水位	***.**		
受け持ち区間	●●川 左岸　●●から●● 右岸　●●から●●		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	○○地区、 □□地区、 △△地区		

＊避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が待機を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/
	http://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
水位関係：国土交通省●●開発建設部●●課　　電話：***-***-****
気象関係：気象庁●●気象台●●課　　電話：***-***-****

情報提供3　水害リスクラインの今後の予定

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

（2019年度末まで運用）
6月中旬～　10水系で市町村向け提供（現況、予測）。
8月中旬～　一般向け提供サイトを運用開始するとともに、対象水系を50水系に拡大。
年度内　　本年度中を目途に全109水系へ順次拡大 。
（2020年度以降の運用）
新洪水予測システムを活用した洪水予報の実施、一般向けに予測公開（2020年度末までに）
洪水予警報の発令の効率化に向けたシステム改修（2022年度からの運用に向けて検討中）
川の防災情報にはリニューアル（2021年度）のタイミングで統合
県管理区間の表示については、県との調整の上、表示、情報提供

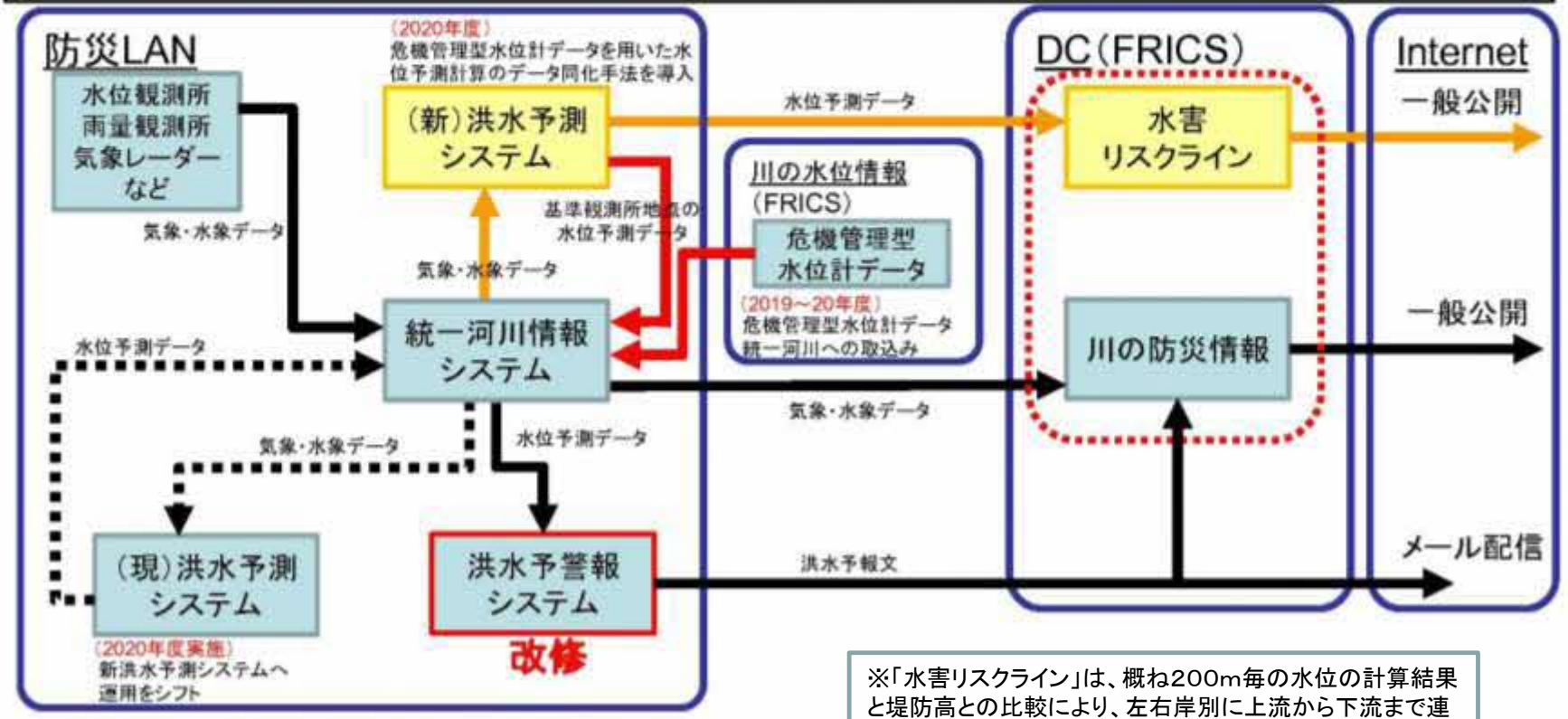

※「水害リスクライン」は、概ね200m毎の水位の計算結果と堤防高との比較により、左右岸別に上流から下流まで連続的に洪水の危険度を表示することが可能となるシステムです。　https://frl.river.go.jp/

情報提供4　要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会1

要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の概要

■ 避難確保計画作成講習会とは

- 水防法第15条の3に基づき洪水時等の避難確保計画の作成が義務づけられている施設の管理者等に、避難確保計画の作成方法等を身につけていただくための講習会です。
- 講習会は地方公共団体が開催することを想定しています。

■ 講習会開催マニュアルの改訂

- 国土交通省では、平成30年3月に「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成しました。これを踏まえて平成30年度には、全国12市町で先行的に講習会が開催されました。
- 令和元年5月には、先行的に開催した12市町の講習会で得られた知見を改めてとりまとめ、「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた開催マニュアル」として、マニュアルを改訂しました。
- 新しいマニュアルは、講習会で活用できる**資料のフォーマット等を「活用ツール」としてまとめて拡充**したほか、講習会を開催する地方公共団体の**ニーズに合わせて、「基本方式」、「実践方式」、「簡易方式」の3つの方式から講習会の開催方式を選択できる**ようになっています。

道内では平成30年度に帯広市、平成31年度に名寄市、士別市、下川町、美深町、音威子府町、中川町、剣淵町、和寒町で講習会を実施。

本年度は、新型コロナウイルス拡大防止のため、講習会の実施について未定。

道内での実施がありましたら情報提供いたします。

情報提供4　要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会2

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

	開催方式の概要	実施状況
①基本方式	【概要】「前期：座学講習会」と「後期：ワールドカフェ方式のワークショップ」を組み合わせて開催することにより、参加者の理解の深化を図り、計画の作成や充実を促進する方式です。 【前期】座学講習会の概要 ・地域の水害リスクに関する情報や防災情報等、避難確保計画作成に関わる基本的な知識等に関する講義と計画の検討の進め方や作成方法について解説します。 【後期】ワールドカフェ方式のワークショップの概要 ・前期講習会での知見を踏まえて避難確保計画の検討を行った施設が、経験や知見、課題等に関する意見交換を行い、避難確保計画作成に関する様々な気づきや工夫等を共有します。これにより、避難確保計画の完成促進や充実等を図ります。	 ←前期：座学による様式の説明 後期：参加者による意見交換→ （ワールドカフェ）
②実践方式	【概要】避難確保計画の各種様式のうち、重点ポイントとする様式について詳細に解説し、講習会当日の会場内で、一部様式の検討や作成を行う方式です。 ・参加者は、講習会当日に重点ポイントについて、説明者の解説を聞きながら実際に計画を検討します。 ・重点ポイント以外については、概要説明を行い、各施設に持ち帰って検討していただきます。	 ＜避難経路図の作成支援＞
③簡易方式	【概要】座学のみの講習会とし、避難確保計画作成に係る防災情報等の全体的な知識に関する講義と避難確保計画の「様式の作成方法」の解説に重点を置く方式です。 ・参加者は、講習会での知見を踏まえ、各施設に持ち帰って避難確保計画の作成を進めます。 ・資料準備や講習会当日の運営等において、開催主体となる自治体の負担が最も少ない方式です。	 ＜座学による様式説明＞

情報提供5　災害対策用機械の貸し出しについて1

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

北海道開発局では、市町村等の各自治体で発生した災害に対し、当該自治体の要請により、その被害を最小限とするため当局保有の災害対策用機械を貸し出しできる体制を整えています。

釧路開発建設部保有の災害対策用機械

①排水ポンプ車（30m³ / min ）　：　2台（釧路市及び標茶町）

②照明車（20kVA、ポール式）　：　1台（標茶町）

排水ポンプ車

進入経路に関する項目（車両規格）	全長	8．8m
	全幅	2．4m
	全高	3．0m（走行時）
	車両総重量	10．500kg
	最低地上高	175mm
	最小回転半径	7．6m
	装着タイヤ	スタッドレスタイヤ
	駆動方式	4×4
	乗車人員	2人
設置場所に関する項目	ポンプ投入箇所の水深	1．0m以上
	ポンプ重量（ﾌﾛｰﾄ、ｹｰﾌﾞﾙ含まず）	40kg
	最大排水ホース長	50m
	キャブタイヤケーブル長	50m
作業に関する項目	燃料（軽油）	夏期：2号（標準） 冬期：3号又は特3
	タンク容量	250L
	燃料消費量	21．3L／h
	連続作業時間（1補給毎）	11．7h
	標準作業人員	6名
	設置時間	1～2時間
	最大排水能力	30 m³ / min

照明車

進入経路に関する項目（車両規格）	全長	5．9m
	全幅	2．2m
	全高	3．2m（走行時）
	車両総重量	5．600kg
	最低地上高	175mm
	最小回転半径	6．4m
	装着タイヤ	スタッドレスタイヤ
	駆動方式	4×4
	乗車人員	3人
設置場所に関する項目	ｱｳﾄﾘｶﾞｰ最大張出	3．0m（全幅）
	照明装置最高時地上高	10．5m
	照明装置最低時地上高	4．6m
	耐風速	15m／sec
作業に関する項目	燃料	軽油
	タンク容量	70L
	燃料消費量	3．4L／h
	連続作業時間（1補給毎）	20．5h
	起伏角度	135°
	旋回角度	左右　180°
	照明	2000w×6灯
	標準作業人員	1名
	設置時間	10分
	照射しながらの走行は不可	

情報提供5　災害対策用機械の貸し出しについて2

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

要請方法

連絡先：0154-24-7364(代表)　ファクシミリ：0154-25-9022

①第一報

自治体から釧路開発建設部へ電話等による連絡で要請できます。要請時には、(1)使用場所(2)目的(3)機種(4)台数(5)担当者連絡先を伝えて下さい。

当部の窓口は、防災対策官となっています。防災対策官が、要請者や北海道開発局防災課との調整窓口となり、部内関係課との災害対策用機械出動に係る事項の総合調整を行います。

②第二報

第一報に引き続き速やかに以下の内容を連絡（FAX等）して下さい。

・現地の状況が把握できる図面（機械の搬入経路、機械配置場所等）
・災害現場派遣担当者の連絡先
・その他必要事項

③要請に当たっての事務手続き

事務手続きは、災害対応が安定した後に、定められた所定の事務様式により釧路開発建設部と自治体で行います。

・災害対策用機械貸受（変更）申請書
・建設機械貸付契約書（無償貸付契約）

④要請時留意事項

・排水ポンプ車の作業はポンプの機能上、ポンプ投入箇所の水位が1m以上必要です。
・1台の排水ポンプに接続する排水ホース長は最大50mです。
・長期の稼働の場合は燃料（軽油）補給車の手配が必要です。

情報提供5　災害対策用機械の貸し出しについて3

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部

要請方法（フロー）

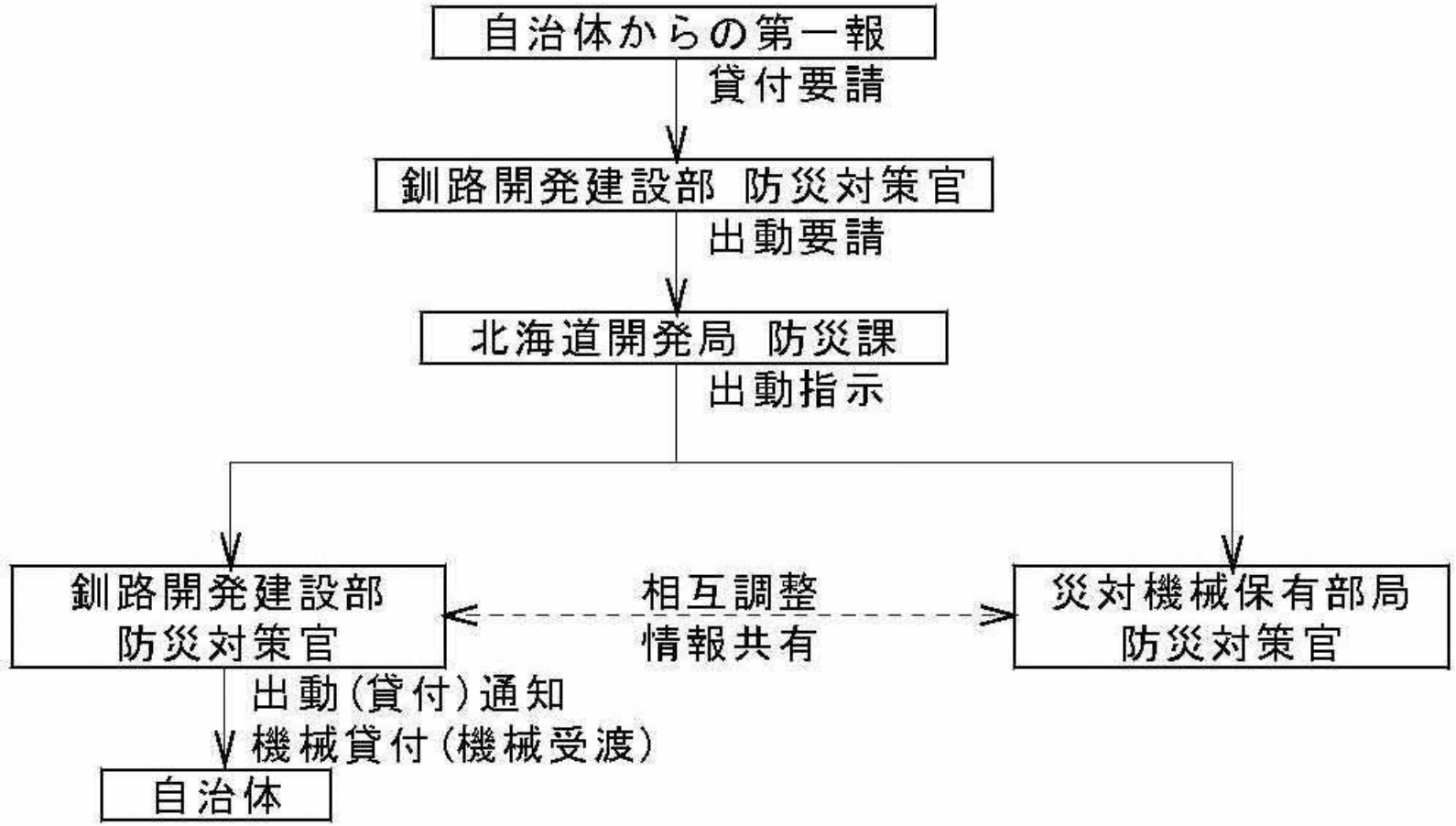

大雨により災害対策車が複数必要な場合、北海道開発局の各建設部で保有している災害対策車を現地に配置する事もあります。他の市町村で災害対策車が活動して　いる場合でも、要請の際には調整いたしますので、担当にご相談ください。

情報提供5　災害対策用機械の貸し出しについて4

出動経費負担

災害対策用機械は無償貸付となりますが、出動に要する経費(作業要員、燃料等)　は、自治体負担となります。参考までに、当部で保有している機械の経費を以下に示します。

①必要経費項目

・労務費（設置、復旧作業、撤去）
・燃料費・クレーン借上費（別途必要な場合）
・諸経費

②出動経費の目安

・排水ポンプ車（算出条件：1泊2日、24時間運転）
約20～30万円

・照明車（算出条件：1泊2日、照明点灯10時間）
約7～10万円

情報提供5　災害対策用機械の貸し出しについて5

国土交通省
北海道開発局
釧路開発建設部
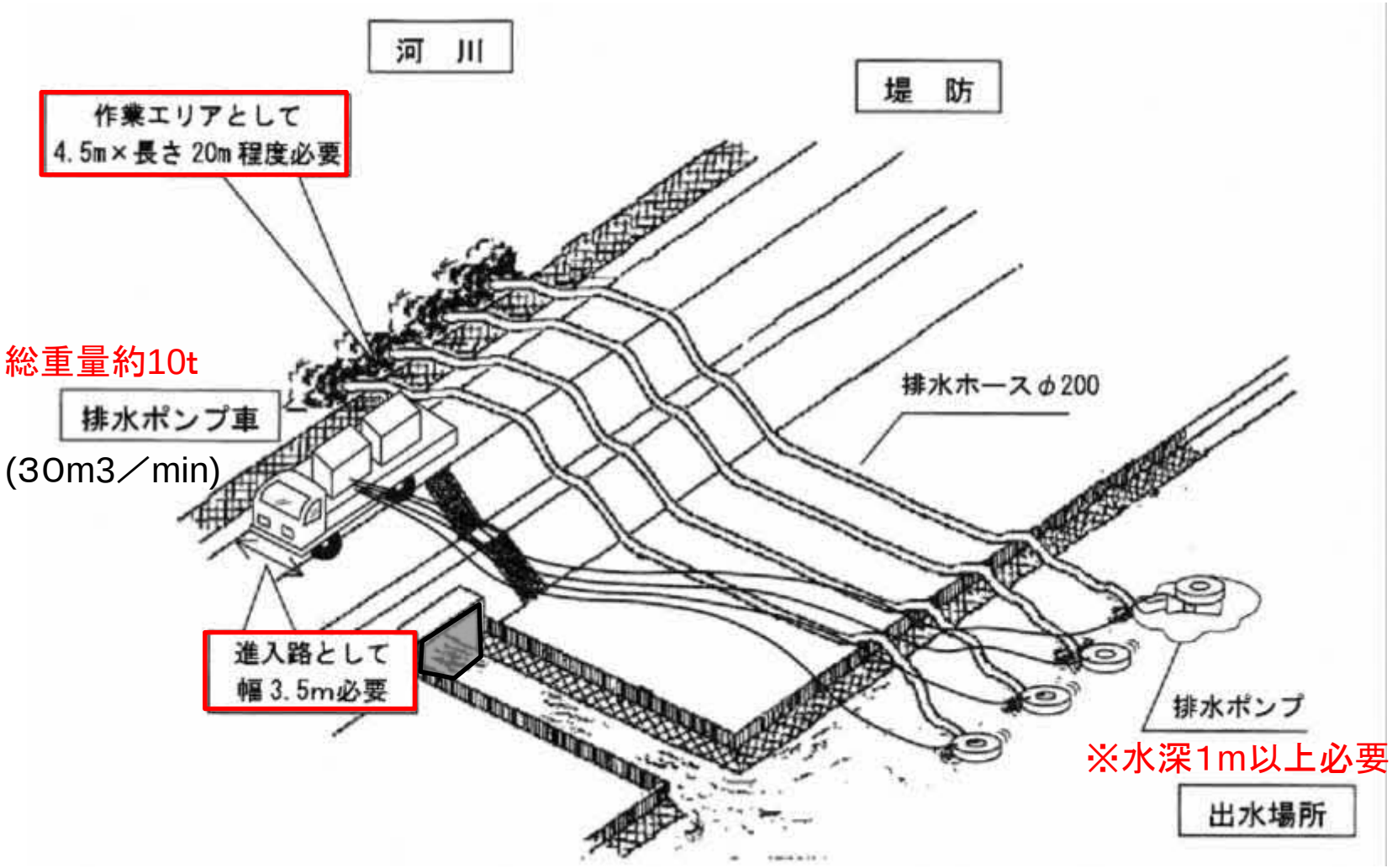
排水ポンプ車設置イメージ